

文法用語の統一の必要性について

鈴木 聡

2年前の1999年英語青年9月号に安藤貞夫氏による「Subjunctiveは『接続法』か」と題する論文が掲載されていた。安藤氏はこの論文の結論として、「Indicativeは命題を“fact”として、表現する法であるから、それぞれの訳語としては、細江博士の命題である『叙実法』、『叙想法』が最適と思われるが、教育の現場で『直説法』、『仮定法』が一般化している以上、あえて異を唱えるつもりは筆者にはない。」と述べられていたが、私はこの中の「教育の現場で『直説法』、『仮定法』が一般化している以上、あえて異を唱えるつもりは筆者にはない。」という箇所につけ加えるものを感じた。というのも、我々教育現場に携わっている者からすれば、「文法用語」に対する「訂正」や「変更」する権利は最初からないし、ましてや「一般化」させようと思ったものでもない。それに、そもそも文法用語というものは、「複雑な文法現象を端的に表現できる」という意味においては、確かに非常に便利な「道具」ではあるものの、一歩使い方を誤れば単なる「暗号」にしかならないという、二面性を持っているということも忘れてはならない。事実、吉田真紀子氏のアンケート調査(1996)によれば、「『文法の専門用語がわからない』ことも英文法を理解できない理由の1つ」に挙げられているし、また田上芳彦氏が『英文法用語がわかる本』(1999)といった文法用語に関する本を出版したことから、「たかが文法用語」と侮れないことがわかるはずである。

だが、実際には「文法用語」は文法を指導する上で無視できない存在であるにもかかわらず、中学・高校の現場でも、また短大・大学といった研究機関でも「文法用語」に対する関心はあまり高くないらしく、過去に「文法用語」に関する論文なり、記事が掲載されたのは、今は休刊となった現代英語教育の1996年10月号～12月号と1997年8月号と先に

述べた一昨年(1999)の英語青年9月号(共に研究社)だけである。しかも、特に反響があったのは現代英語教育10月号に掲載された若林俊輔氏の「文法用語の日本語は学習を妨げる」という論文に対して、同11月号に掲載された飯田毅氏の「文法用語について」だけであるということからも、「文法用語」に対する英語教育関係者の関心がいかに薄いかをうかがい知ることができるはずである。

それでは、英文法を理解しにくくしている「文法用語」にいったいどのようなものがあるのだろうか。私は、その1つの例として、“If～should”と“If～were to”の2つの仮定法の構文を挙げるができる。というのも、現在市販されている英語参考書において、この“If～should”と“If～were to”に対する「文法用語」の扱いが各参考書ごとで非常に曖昧だからである。事実、私が1990年～1999年の最近10年間に出版された21冊—特に、高校生及び中学・高校の教員を対象としたものに限定して—の調査を行った結果、この“If～should”と“If～were to”に対する「文法用語」を(1)“If～should”と“If～were to”を「仮定法未来」として扱っているものが7冊(約33%)、(2)“If～should”と“If～were to”を「仮定法過去」として扱っているものが2冊(約10%)、(3)「should, were toの仮定」、あるいは「未来の実現性の低い仮定」等のように、直接的な「文法用語」を使うのを避けているものが10冊(約47%)、(4)“If～should”を「仮定法過去」，“If～were to”を「仮定法未来」として扱っているものが1冊(約5%)、(5)“If～should”を条件法，“If～were to”を「仮定法」として扱っているものが1冊(約5%)の5つのパターンがあることがわかった。なぜこのように5つのパターンに分けられるのかといえば、それはひとえに、この“If～should”と“If～were to”の「文法用語」に対する明確な解答がないからである。

そのため、堀口俊一氏(1987)のように、「仮定法未来はbe動詞の過去形wereやshallの過去形shouldを用いるという点で、仮定法過去に似ている。現に、このような用法を仮定法過去の一つと分類することもある。しかし、未来に関する仮定をするということ、shouldを用いた場合には主節においてwould, should, couldなど助動詞の過去形だけでなく、will, shall, canなどの現在形を用いることができるという点で、仮定法過去とは異なる」と考えている人は、「If～should」と「If～were to」を「仮定法未来」として扱っているし、中原道喜氏(1994)のように、「shouldとwere toは多く未来のことについての仮定を表すので、『仮定法未来』といわれることがある。しかし、shouldはshallの、wereはbeの過去形であり、他の仮定法現在・過去・過去完了は全て動詞の語形によって名付けられたものであるから、この2つだけを内容から仮定法未来と呼ぶのは名称の基準が一致しないことになるので、shouldとwere toも仮定法過去で扱われるべきである。」と考える人は「仮定法過去」として、また、伊藤健三氏(1970)のように、「仮定法の分類の伝統的名称において、『仮定法現在』『仮定法過去』『仮定法過去完了』はいずれも動詞の語形による名称であるのに、『仮定法未来』(If it should rain tomorrow, If were to tell him)は意味による名称であるということが、ことをいっそう混乱させる。」という理由で「なお、このshouldとwere toは、『仮定法未来』といわずに、shouldとwere toの用法の1つとして扱ってはどうか。」と考える人は一事実この考え方を採用している参考書が一番多かったのだが—「should, were toの仮定」あるいは「未来の実現性の低い仮定」等のように扱っているからである。とはいうものの、「仮定法未来」、「仮定法過去」そして「should, were toの仮定」3つの中で、「If～should」と「If～were to」に対する適切な文法用語がないわけではない。それでは、「If～should」と「If～were to」に対する適切な文法用語は何かといえば、それは「仮定法過去」である。英語史や言語学を専門とされている方、あるいは勉強されたことのある方なら納得していただけると思うが、英語は本来ゲルマン系の言語である。ゲルマン系の言語では動詞の語形は現在形と過去形が存在しているだけで、未来形というものは存在していないのである。それ

故、英語の基本時制も現在と過去しか存在しないはずなのに、現代英文法(伝統文法)を作成するうえでラテン語の文法を基に作成したので、英語には本来ない未来時制というものが出来上がり、その類推で仮定法にも未来時制という発想が生まれたのである。だが不思議なことにあまり外国の文法書で「If～should」と「If～were to」の名称として「仮定法未来」(Subjunctive Future)を使っているものをほとんど見たことがない。なのに何故日本だけ、「仮定法未来」という名称が広く使われているのだろうか。

私はその理由を2人の人物の影響があると考えている。その1人は齊藤秀三郎氏(1866-1929)である。ご存じのとおり、齊藤氏は現在の日本における学校文法の基礎を築いた人物であり、日本英学の祖でもある。齊藤氏が執筆した英和辞典は今でも岩波書店から出版・販売されており、辞書学を研究する者の貴重な文献となっている。その齊藤氏の著書の1つに『新標準英文典』(1900)があるのだが、これによれば齊藤氏は仮定法の時制の1つとして「仮定法未来」を認めている。が、齊藤氏は「If～should」だけを「仮定法未来」として認めており、「If～were to」はあくまでも「仮定法過去」の一種として扱っているという点で現在の参考書とは若干異なっている点も見逃してはならない。そして、もう1人の人物は、日本英語学の創始者でもある市河三喜氏(1886-1970)である。この市河氏は、研究社の『英和大辞典』(1960)、『英語学辞典』(1950)の大辞典類の執筆・監修はもちろんのこと『聖書の英語』(1937)や『英文法研究』(1912)など実に広範囲にわたり、日本の英語学の基礎を作った人物である。昨年亡くなられた東京大学名誉教授の中島文雄氏はこの市河氏の高弟であった。この市河氏が、いったいどのような点で、この「仮定法未来」という名称と関係があるのか不思議に思われる人もいるかもしれないが、実は一研究社の英語学人名辞典(1995)にも扱われていなかったのだが—*A New Concise Grammar* (1917)という旧制中学生(現在の高校生)用の英文法の検定教科書を三省堂より出版していたのである。別に大学の教員—当時、市河氏は東京帝国大学(現東京大学)助教授だった—が中学・高校生用の検定教科書を執筆・編集・監修することは、珍しくも何とないかもしれない。しかし、当時の旧制中学・高校・大学の進学率等を考えてみると、この教科書の影響

というものは今よりももっと大きかったはずである。特に英語は現在と同様に小学校を卒業してから学習することになっていったということ、当時の学習環境や設備等も考慮すると他の教科以上に教科書の与える影響というものは大きかったと言っても過言ではないだろう。そして、その教科書の中で市河氏は「If～should」と「If～were to」の互換性を認めるという点を除けば一斉藤氏と同様に「If～should」だけを「仮定法未来」として認め、「If～were to」については、あくまで「仮定法過去」の一種として扱っているのである。

「不思議に思われる人もいるかもしれない」と言ったのは、市河氏は斉藤氏とは異なり、英語は当然だが、『古代・中世英語初歩』(1935)や『ラテン・ギリシャ語初歩』(1930)といった著作でもわかるように、古英語、中英語、ドイツ語、ラテン語、ギリシャ語といったさまざまな言語に精通し、日本でOtto Jespersen(1860-1943)を紹介した人物である。そのJespersenは、*Modern English Grammar Vol. IV*の中で“1.3. The English verb has only two tense proper, distinguished by the form itself, namely the Present and the Preterit.—p.3”と述べているのである。にもかかわらず、市河氏は「仮定法未来」という考え方を受け入れている。が、実はJespersenが時制について扱ったのは先に述べた*Modern English Grammar*のvol. IV(1931)が初めてである。ということは、この「仮定法未来」という考え方はどこから来たのだろうか。おそらく、それは一市河氏だけでなく斉藤氏も—J.C.Nesfield(正没年不詳)の*Idiom, Grammar, Synthesis*(1895)とHenry Sweet(1845-1912)の*New English Grammar Vol. I, II*(1892, '98)だろう。事実、研究社の英語学人名辞典(1995)によれば、Nesfieldは「実用を主にした文法・作文などに関する教科書風の著述が多く、インドなど外国人学生の使用も考慮に入れているので一時わが国でも大に行われた。p.259」とあるし、Sweetも*New English Grammar Vol. II*で“Future Tense”という考え方も認めている。その上、市河氏が1912-1915年の3年間英国に留学していたことを考えると、あながち考えられない話ではないだろう。このため、市河氏も教科書に「If～should」だけを「仮定法未来」として認め、「If～were to」については、あくまでも「仮定法過去」の一種と

して扱ったものと思われる。もっとも、その後、市河氏がこれについてどのように考えていたのかは明確な資料がないので不明だが、少なくともその時代に教わった生徒・学生にとっては、英語学の大家が“If～should”を「仮定法未来」として、“If～were to”を「仮定法過去」と教えるのであれば、何の疑いもなくそれを当然のこととして受け入れるだろう。そうなれば、それを学んだ人たちが旧制中学や高校の教員になれば、学校文法において「仮定法未来」という考え方に疑問を持たず、それがあたりまえのものとして定着するはずである。仮に異論が出てあまり相手にされなかったにちがいない。事実、細江逸記氏は動詞叙法の研究(1932)で、河合茂氏も英文法概論(1939)で、“If～should”と“If～were to”をはっきり「仮定法未来」として扱うことを不適当としている。しかし、実際には細江氏と河合氏の指摘から60年以上たった今でも、いまだに“If～should”と“If～were to”を「仮定法未来」として扱っているものが多いのは先の調査結果で示しておりである。織田稔氏(1997)も述べているように、英語学・言語学がどんどん進歩しているにもかかわらず、学校文法では100年以上前に決められた文法用語が適否に関係なく、何の疑いもなく、用いられているが、学習者—特に中学・高校生—が英文法を学ぶのは、英語の理解力を増進させるための一種の道具として学ぶのであり、さまざまな学説や理論を学ぶためではないので、著者や編集者、あるいは監修者の好みによって、文法用語が異なるのは決していいとは言えないはずであり、なんらかの公的な機関で文法用語の適否についても検討する余地が—教育現場に携わっている者の立場から見ると—あるように思うのだが、いかがなものだろうか。

ぜひ、諸先生方の叱正を請う次第である。

<参考文献>

- 安藤貞夫著「Subjunctiveは『接続法』か」『英語青年』9月号所収, 1999, 研究社
 田上芳彦『英文法用語がわかる本』1999, 研究社
 堀口俊一監修『現代上級英文法』1987, 朋友出版
 細江逸記著『動詞叙法の研究』1932, 泰文堂
 市河三喜著『A New Concise Grammar Part2』1917, 三省堂
 飯田毅著「文法用語について」『現代英語教育』11

月号, 1996, 研究社
 伊藤健三編著『講座・英語教授法 第8巻 文法・文型の指導』1970, 研究社
 Otto Jespersen. *Modern English Grammar* Vol. IV George Allen & Unwin Ltd. 1954
 河合茂著『英文法概論』1939, 京極書店
 細江逸記著『動詞叙法の研究』1932, 泰文堂
 中原道喜著『新訂増補 マスター英文法』1994, 吾妻書房
 織田稔著「文法用語の虚実—何が生徒を惑わすのか」『現代英語教育』8月号, 1997, 研究社
 斉藤秀三郎著『新標準英文典』1900, 吾妻書房

若林俊輔著「文法用語の日本語は学習を妨げる」『現代英語教育』10月号, 1996, 研究社
 —「わかりやすい文法現象の説明を！」『現代英語教育』12月号, 1996, 研究社
 吉田真紀子著「本稿における英文法授業について」『ユニコーン・ジャーナル No.35』所収, 1996, 文英堂
 佐々木達・木原研三編『英語学人名辞典』1995, 研究社

(浦和学院高等学校教諭)

原稿募集について

CHART NETWORK は、各方面で英語教育にたずさわる方々の、英語教育に関する実践や研究などの発表を大きな柱として編集されます。そこで、広く原稿を募集いたします。

1. 原稿は未発表のものに限ります。英語および英語教育に関するオリジナルのものであれば、内容は問いません。

2. 執筆要領

① 1 ページは左右 23 字、天地 43 行の 2 段とし、2～4 ページにおさめてください(句読点は 1 字とする)。

英文の場合は 1 ページ 550 words を目安としてください。

② 特に強調したい箇所(太字にしたい箇所)には、赤色で下線を引いてください。

③ 冒頭には必ずタイトルをお付けください。このタイトルは、10 行×2 段とってください。

④ ワードプロで原稿を作成された方は、ご使用の機種を明記のうえ、なるべくフロッピーディスクも原稿と一緒に送り下さい(フロッピーディスクはお返しいたします)。

3. ① 掲載量には限りがございますので、編集部で原稿を選択させていただくことをご了承ください。また、内容の趣旨が変更されない範囲で、原稿の一部を修正させていただく場合があります。

② 掲載させていただきました分につきましては、弊社規定の原稿料をお支払いいたします。

4. 原稿の送り先

〒604-0867 京都市中京区烏丸九太町西入ル 教研出版株式会社 関西本社編集部 CHART NETWORK 係